

# 旭川市先進不妊治療費助成事業のご案内

旭川市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療を受けるご夫婦に治療費の一部を助成します。

## <対象となる方>

体外受精や顕微授精など生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されたご夫婦で、次の①～⑤すべてに該当する方

- ① 保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療(厚生労働大臣が定める不妊治療の技術)を受けた方であること。
- ② 令和7年4月1日以降に保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療を開始し、令和9年3月31日までに治療が終了した方
- ③ 生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ④ 申請日に夫婦またはどちらかの住民票が旭川市にある方
- ⑤ 婚姻(事実婚も含む)していること

## <対象となる治療>

先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる次の治療が対象です。

●保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療として厚生労働大臣が定める不妊治療関連の技術を用いた治療。

・PICSI	・IMSI
・タイムラプス	・子宮内フローラ
・EMMA/ALICE	・ER Peak
・SEET 法	・二段階胚移植法
・ERA 検査	・マイクロ流体技術を用いた精子選別
・子宮内膜スクラッチ ※北海道内の医療機関で実施している先進医療	

厚生労働省ホームページ  
(厚生労働大臣が定める先進医療実施医療機関)



## <助成回数>

◆助成は保険適用と併用可能な先進医療を用いた1回の治療につき1回とします。

1回の治療とは、治療計画から「妊娠確認」等に至るまでの生殖補助医療の実施過程を指します。ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合は、助成の対象となります。

治療開始時の妻の年齢(※1)	助成上限回数
39歳以下	42歳までに(※2)1子ごと6回まで
40歳以上42歳以下	42歳までに(※2)1子ごと3回まで
43歳以上	助成対象外

※1 第2子以降の助成は、1子ごとに治療を受けた際の開始時年齢

※2 42歳が治療開始日の場合は43歳まで

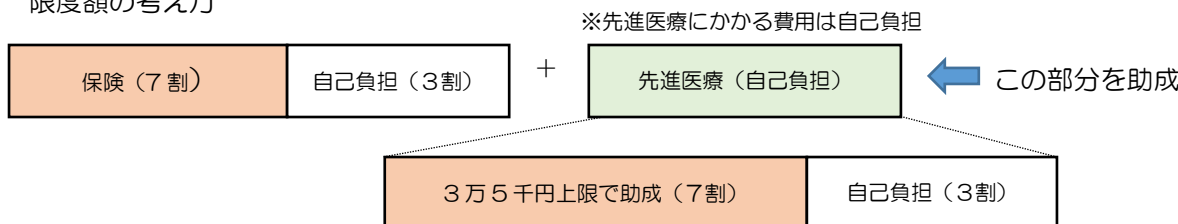
## <助成額>

### 治療費

◆1組の夫婦に対し、先進医療分の自己負担額の10分の7とし、3万5千円を上限とします。

※入院料や食事代など治療に直接関係ない費用、医療保険適応費用は含まれません。

限度額の考え方



### 交通費

(助成対象)

◆旭川市外(道内及び道外)の医療機関へ受診した場合は、交通費(キロ数補助単価額(往復分)の3分の2で、1回の検査・治療につき5往復分を上限)を助成します。

## <申請に必要な書類>

※書類請求の際は、窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。各書類で必要なものが異なりますので各担当課までお問い合わせください。なお、代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。

### ①旭川市先進不妊治療費助成事業申請書

- ◆市内指定医療機関及び申請窓口に設置しています。(市のホームページでも様式をダウンロードできます。)
- ◆申請金額は受診等証明書の金額と異なる場合がありますので、空欄のまま申請窓口にお持ちください。

### ②不妊治療費等助成事業受診等証明書(先進医療を実施した指定医療機関で発行)

※市のホームページでも様式をダウンロードできます。

### ③対象となる治療費の領収書及び診療明細

- ◆受診等証明書に記載された治療期間内のもの。医師からの指示のもと、他の医療機関で行った治療を含みます。

### ④振込口座の通帳

- ◆支店番号を確認するため、通帳(コピー不可)を持参してください。※郵送申請の場合はコピー可

### ⑤住民票(夫または妻が市内に居住していることを確認するための書類)

- ◆発行日から3か月以内のもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。
- ◆夫婦同一世帯の場合、「世帯全員のもの」で「続柄記載」のものを提出してください。
- ◆夫婦同一世帯ではない場合、必要書類が異なるのでお問い合わせください。
- ◆市民課または各支所で発行。市民課(電話25-6204)にお問い合わせください。

※2回目以降の申請で、前回提出した住民票が3か月以内で変更のない場合は省略可能です。

### ※戸籍謄本(事実婚関係にある夫婦、先進治療費助成を受けた第2子以降の申請時に必要です)

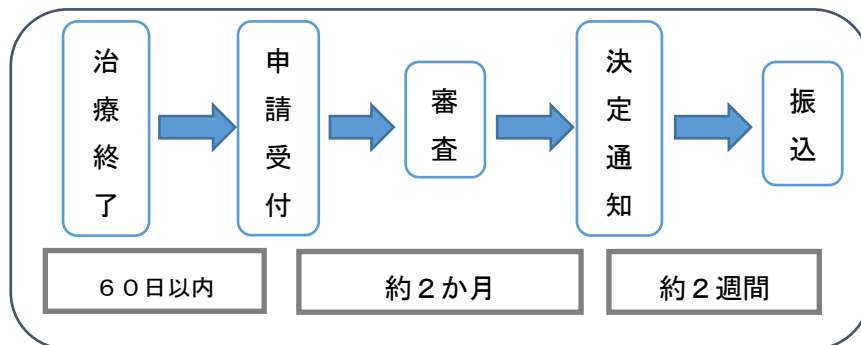
- ◆発行日から3か月以内のもの。◆1子ごとに初めて申請する際に提出が必要です。

### ⑥交通費に関して経路及び金額がわかる書類

## <申請の流れと申請期限>

治療終了日から60日以内 かつ  
令和9年3月31日までの申請が必要  
です。

(期限内に申請出来ない場合は必ず  
お問い合わせが必要です)



※特別な事情が認められる場合を除く

## <申請・問合せ窓口> 郵送申請も可能です

- ◆旭川市子ども家庭センター
- ◆住所 〒070-0040  
旭川市10条通11丁目
- ◆電話 26-5501
- ◆受付時間 8:45~17:15

## <不妊治療に関する相談窓口>

- 不妊専門相談センター(旭川医科大学病院産婦人科)
- ・電話番号 0166-68-2568(要予約)
- ・専門相談日: 毎週水曜日(15:00~17:00)
- ※予約受付: 月~金(10:00~16:00) 電話・面接どちらでも受付可。
- ※専門相談は、旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

- 旭川市子ども家庭センター
- 【電話】26-5501